



社会的事実としての道徳 — デュルケームの「道徳の自然学」研究 —

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-06-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 亀喜, 信 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00006062

社会的事実としての道徳

— デュルケームの「道徳の自然学」研究 —

亀 喜 信

倫理学は、道徳という規範の原理を求め、規範の根拠付けを目指す。それは例えば、「無条件に善であるものはなにか」、「正義とは何か」、「なぜ道徳的でなければならないか？」などと問う。しかしまず、道徳が現実にはたらしめているか、なぜわたしたちには道徳が必要ないし有用なのかを確かめるべきではないか。道徳が現実には担っている役割や意味が明らかになれば、現実の変化に応じつつ、道徳がその役割をよりよく果たせるように、道徳の原理や体系を定めることができる。それは「道徳の形而上学（メタ・フィジック）」ではなく、「道徳の自然学（フィジック）」と呼ぶことができる。

人は言葉を話す。言葉は私が作ったものではなく、他者から習い覚えたものであり、私が勝手に作り替えることはできない。言葉は私を越えたものである。しかし私は、他者に何かを伝えたいとき、言葉を用いなければならない。このように、個人の外部にあり、しかも個人に対し強制される行為の仕方、考え方、感じ方を、エミール・デュルケーム（1857-1917）は「社会的事実」と呼び、その研究として社会学を構想した。彼は道徳という社会的事実についても、有益な研究を数多く残している。本研究は、彼の社会学的研究のうち、「道徳の自然学」と呼ぶことができそうなものに焦点を当て、検討する。

1870年、フランスでは第三共和政が成立した。しかし翌年、フランスは普仏戦争に敗れ、また共和派と王党派との抗争によって政情は安定せず、教権主義と共和主義との対立も続いていた。しかし1881年以降、ジュール・フェリーによって初等教育が無償化・義務化され、宗教教育が排除され、国民統合の基礎として共和主義を浸透させていく。そうした状況のなか、デュルケームは1887年にボルドー大学に就任し、社会学と教育学に関する講義を担当し、社会統合というテーマに取り組んでいく。

デュルケームが1896-1899年にボルドー大学でおこなった講義「道徳と法の自然学」（*Physique des mœurs et du droit*）の原稿が、彼の死後、1950年に『社会学講義』として出版された。18の講義から成り、最初の三つの講義は「職業道徳」（*morale professionnelle*）を論じ、次の第4から第9の六つの講義は「市民道徳」（*morale civique*）を論じている。そのあとに所有権や契約の道徳などが講じられる。講義のタイトルにある「自然学」（*physique*）という言葉が、カントの「道徳の形而上学」（*Metaphysik der Sitten*）に対して、道徳を扱う視点と態度の違いを現している。本論文では、この講義に焦点を絞って検討を加える。

1. 職業道徳（第1講～第3講）

第1講では、「職業道徳」を論じるに先立ち、道徳とは集団の生み出すものであるという基本的な認識が示される。道徳は、集団がその権威によって守らなければ機能しない。個人に対して命令する道徳的規則は、「集団的力」(puissance collective)という個人に優越する道徳的力に基づいている。¹⁾

第1講ではさらに、ヨーロッパにおける社会の危機が指摘される。個人の欲望は際限がなく、個人を越える力によって制御されなければ、欲望は自らを制することはできない。しかしヨーロッパの社会において、経済生活が発展してあらゆる道徳的規制を振り払い、それによって解放された力(forces)は、なにが「正常な発展」(développement normal)であるかを知らない。それらの力はぶつかり合い、無秩序(acarchie)を生む。経済的生活は、その本性からして満たされることのできないものである。人々の秩序と平和とは、道徳の生み出すもの(œuvre morale)であり、個人(欲望)を統御する集団(権威)の力を必要とする(LS, 50-51)

デュルケームは、「無条件に善いもの」を原理に据え、そこから道徳の理論を構築するのではない。現実人間に道徳的な規則を与え、人間がそれに従うように仕向ける「力」(puissance)が何なのか、それを観察する。それゆえに道徳の「自然学」が論じられることになる。その「力」は、個人に内在する理性ではなく、個人を越えた集団の「権威」である。しかし経済生活の発展は欲望という「力」(forces)を解放し、それらの力は互いにぶつかりあって集団の秩序を乱し、権威を弱める。デュルケームは、この社会の状況を「公共の危機」(danger public)として認識するがゆえに、この講義を「職業道徳」から始める。彼がこの現実の認識のために用いた方法はメタ・フィジックではなく、「道徳と法のフィジック」であり、さらに言えば人間集団のフィジックとしての社会学であった。

第1講では、社会の存在理由が「平和」であると論じられる。社会が人々の心のうちに、また人々相互の交わりのうちに、すこしの平和(平穩 paix)ももたらさないなら、社会は存在する理由を失う。経済生活は社会生活のためにあり、産業は人の心の平和(平穩)を乱すものであってはならない。(LS, 55) そう考えれば、経済生活の「正常な発展」とは、人々のつながりにおける平和を乱さず、人々の心の平穩を奪うことのないものでなければならない。

デュルケームは客観的に認識できる「社会的事実」に基づく科学として社会学を構想した。そこに正常/異常という規範的概念を持ち込むことの妥当性は問題になるだろう。この講義では、まず社会の存在理由が平和であることが提示され、それに基づいて近代の産業社会が批判的に捉えられる。個人の欲望を肯定し、道徳的規制を解除することは、社会における人間関係のうちにも、個人の心のうちにも、平和(平穩)を生み出さない。経済活動が自己目的化されれば、社会を解体する力が働いてしまう。社会の存在理由が平和であるという認識が、それ自

¹⁾ Cf., Emile Durkheim, *Leçons de sociologie*, PUF, 5^e édition, 2010, p. 46. 以下LSと略し、この著作への参照は、本文中の()内に略号とページ数を記す。翻訳として、宮島喬・川喜多喬訳、『社会学講義—法と道徳の自然学』(みすず書房、1974)を参照させていただいた。

体として規範的な判断であるのか、客観的な事実判断であるのか、さらには「平和（平穩）」という概念そのものが客観的なのか規範的なのか、そこが問題となる。これは、後に『社会分業論』（1893）や『自殺論』（1897）で主題化される「アノミー」という概念の評価にも関わる大きな問題であり、本論文では問題の指摘にとどめる。²⁾

人々が集団を形成し、一緒に暮らし、しばしばやり取り（commerce）をしていれば、人々は集団全体を感じ、それに愛着（attachement）を持つ。そこから必ず道徳的生活（vie morale）が生まれる。個人を越える集団への愛着、自分が帰属する集団への愛着が道徳的活動の源である。（LS, 62）道徳の自然学が明らかにするのは、個人を越えた集団が個人の欲望と行動とを規制する力（権威）を持ち、個人はまた自分が帰属する集団に引きつけられ、それを気遣うのであり、そこから社会の秩序と人々の心の平穩が生まれるというメカニズムである。人は争いや憎しみ、不信のうちに生きることを苦痛と感じる。そして平和の喜びを愛する。人々が結びついて集団を成すのは、共通の利益を敵から守るためだけではなく、分かち合う（communier）ため、結びつくこと（association）そのもののためでもある³⁾。多くの人々と一つになることは快である。（LS, 63）人間は社会的動物であり、人と交わることでそれ自体に喜びを感じる社会的な存在である。この喜びを奪い、人が社会に愛着を抱くことを妨げるような経済的発展は、「正常」ではない。絶えざる競争と敵対関係は、人を不安にし、自分の利害を越えて物事を考え、感じる心を失わせる。

職業道徳に関する考察を締めくくる第3講において、デュルケームは同業組合（corporation）を再び組織することを提案する。それは、経済活動そのものの中に、個人の考えや欲求とは異なる考えや欲求を浸透させ、経済活動を社会化させる（socialisation）ために、有効な方法として説明される。同業組合において、人は集会的規律（discipline collective）によって規制されるが、この規律は例えば職場の上司が部下に仕事を命じたり、軍隊において上官が部下に任務を命じたりするような規律ではない。集会的規律とは道徳（mœurs）に基づき、集団のうちで共有された考えや感情、同じ目的への共通の愛着を表現するものである。（LS, 66-67）それは個人を集団に結びつける共有された紐帯であり、単にある機能を果たすように個人に命じるものではない。

経済的生活と社会的生活を分離し、過酷な競争に追われる経済生活を非競争的な社交によって補い、バランスを取るという方法をデュルケームは採らない。彼は経済生活そのものを「社会化」しようとする。経済活動を抑制することなく発展させれば、それはいずれ社会生活を覆い尽くすのであり、バランスを取るなどという悠長なことは言っていられない、それがデュルケームの見て取った「ヨーロッパにおける社会の危機」であったのだろう。後にハンナ・

²⁾ 宮島喬は、デュルケームが一定の秩序イメージを基準化して変動の意味を捉える規範主義には、限界があると指摘する。宮島喬『デュルケーム社会理論の研究』（東京大学出版会、1977）、73頁参照。

³⁾ 宮島は、デュルケームの用いる communier という言葉が、「利害の共有」と意識的に区別された「精神の共有」（心が通じ合うこと）を意味することを指摘している。宮島、前掲書、25頁参照。

アレントは『人間の条件』(1958)において、人間の活動が労働(と消費)に一元化された領域として「社会」を定義した。そこでは人間はアトム化され、規則によって標準化され、互いに自己を表現し理解する回路を断たれており、孤独である。彼女の「社会」の理解は現実を単純化しすぎているかもしれないが、それでもデュルケームの抱いた危機感が杞憂とは言い切れないことを証すものであろう。アレントは労働(経済活動)から独立した公的領域において、人々が行為と言論によって自由に交わることにより、「社会」への一元化を回避しようとした。同業組合も公共性も、現代の日本の社会において、たやすく実現できる構想ではないだろう。しかし経済活動は、なにかの仕方で抑制されないと、「正常」な発展を望めない。

2. 市民道徳(第4講～第9講)

第4講から「市民道徳」に関する講義が始まる。第4講は「国家の定義」と題され、政治社会(société politique)における道徳が論じられる。それは言い換えれば、統治するものと統治されるものとのあいだ、国家(主権)と個人(市民)とのあいだに成り立つ道徳である。ここでは、国家の機能は執行(行政)ではなく、なにを執行するかを命じる「熟慮」(délibération)であり、国家は「社会的思惟の機関」(organe de la pensée sociale)であると定義される。国家は、「高いレベルの意識と反省」を通して、集合体に対して有効な表象を練り上げる。(LS, 87) その表象とは、例えば「平等な権利」であり、その主体としての「市民」である。(第8講で、国家の行う熟慮とは、社会にとって何が有益かを、統計資料や行政上の情報をもとに、討議を通して考えることとされる。LS, 126)

第5講は「国家と個人の関係」と題され、個人の権利を制定したのは国家であること、国家のはたらきは本質的に個人を解放するものであること、「個人」というものが、ある意味では社会の産物であることが論じられる(LS, 93)。人間が生まれつき権利を有し、その権利を守るために相互の契約によって国家を形成するというメタ・フィジックを、デュルケームは採らない。人間から、社会に由来するものをすべて取り去れば、残るのは他の動物と変わらない動物でしかない。人間は社会に生きるがゆえに人間なのである。(LS, 96) 「平等な権利」や「個人」(市民)という表象は、政治社会において国家によって生み出されるのであり、そうした表象は、個人を越えつつ個人に影響を与える「社会的事実」のひとつである。そして社会の存在理由が平和である限り、政治社会としての国家が個人を解放し、個人の尊厳を認めることもまた、平和という目的に向かう近代社会の統合の原理であるはずだ。

第5講ではさらに、国家は個人を二次的集団(家族、地縁・血縁集団、職能集団など)の拘束から解放すると同時に、国家自体が専制的にならないよう、二次的集団が国家に対抗することが主張される。そして、個人の自由は社会的な力の対立のなかで生まれると結論される。(LS, 98-99)

個人とは、社会から独立して存在するものではなく、社会的力のあいだのバランスのなかで維持される、あくまで社会的存在である。社会に由来するものをすべて取り去れば、人間は他

の動物と変わらない。これが「道徳と法の自然学」として社会学が提示する現実認識である。

国家とは社会的思惟の機関であり、国家の制定する権利という表象により、「個人」ないし「市民」が誕生する。そして国家と市民とのあいだに成り立つ義務の関係が「市民道徳」である。デュルケームは第6講で、個人に対する国家の根本的な義務は、個人を道徳的存在にすることであると論じる（集団に対する国家の義務は防衛）（LS, 104）。個人としての人間は、カントの考えるように「善意志」という道徳のアプリオリな原理を有する、独立した道徳的存在ではない。人間は組織された社会のうちに生きるがゆえに道徳的であり、規律ないし権威なくして道徳はない。そして理性的な唯一の権威は、社会がそのメンバーに対して有する権威である。社会はわれわれの上位にあり（*au-dessus de nous*）、われわれは社会に依存して生きているからである。そして国家こそ、とりわけ道徳的規律の機関である。（LS, 106-108）

デュルケームは、道徳を個人の善意志に還元するカントの道徳のメタ・フィジックを否定し、道徳が社会の産物であるという事実には忠実である。それは現実への順応主義ではない。なぜならデュルケームは、「ヨーロッパにおける社会の危機」という現実認識に基づいて、現実の道徳の規律に批判を加えることができるからである。産業の発達による社会の現実の危機に対し、社会的思惟の機関である国家は、いかなる道徳的規律を提示すべきか。これは、道徳を個人の善意志に還元し、道徳法則に従って善悪を判断するのとは異なる仕方で、現実を批判的に考えることである。

第6講の終わりに、デュルケームはコスモポリタニズムについて論じるが、その考え方も理性の普遍主義ではなく、あくまで個別の現実の国家に根付いたものであった。それは、人類を一つの社会の内に組織することではなく、個々の国家がこの普遍主義的理想を実現する機関となることである。それは国家が外部への拡張を目指す（帝国主義）のではなく、内部に向かい、国内の政治社会がもっともよく組織され、もっとも正義を実現し、最善の道徳的制度を持つことを目指すことである。（LS, 108-109）デュルケームは理性を否定しているのではない。しかし道徳は個人の理性や意志に還元できるものではなく、社会のなかで生じる社会的事実である。道徳的規律は、社会の在り方を規定するのであり、そこから個人の義務が指示される。国家は社会的思惟の機関であり、その思惟は理性の普遍主義的理想を配慮しつつ、あくまで国家という政治社会の在り方を表象する役目を担う。

第7講は、「国家の形態。民主制」という副題を持つ。国家は、君主制、貴族制、民主制などと分けられるが、何を基準に国家の形態を分けるか。国家の機能を社会的思惟と定義するデュルケームは、当然のことながら、統治する人間の数ではなく、社会的思惟の關係に注目する。社会的思惟は二種類に分けられ、一つは集合の全体（*masse collective*）から生まれる感情、熱望、信仰（*sentiments, aspirations, croyances*）であり、社会全体に広まっている。これは明確に意識されず、時には偏見や流行として思考を左右する。もう一つは国家という特別な機関で練り上げられる思惟であり、秩序だっており、熟慮と反省を特徴とする。（LS, 113）そしてデュルケームは、この二つの思考のあいだのコミュニケーションこそ、民主制の特徴の一つであると主張する。政府は、社会の深い層まで降りてゆき、人々の思考を聞き取る。逆に政府の思

考と表象とは、人々によって監視され (observer)、コントロールを受ける。このコミュニケーションの回路により、双方の思考は互いに影響を及ぼしあう。デュルケームは、このコミュニケーションの親密さと連続性の違いによって、またこの回路を開くための制度の違いによって、国家形態を区別できると考える。(LS, 115-116)「人民による人民の統治」が民主制なのではない。民衆の思考は目先の利害や先入観、社会の雰囲気や不満に流されやすい。統治組織が民衆から相対的に独立し、熟慮に基づく明確な表象を民衆に提示しなければ、政治は民衆のあいまいな感情や欲求に呑み込まれるだろう。民衆がどのように統治に与るか、それは政府と民衆との独立性を維持しつつ、いかに双方のコミュニケーションを構築するかという問題として捉え直される。政治社会とは、統治するものと統治されるものとのあいだのコミュニケーションによって成り立つ。民主制もまた「全員統治」ではなく、国家と個人(民衆)との緊密なコミュニケーションを特徴とする。そうであるなら、政府は理解しやすい明確な言葉で民衆に考えを示さなければならず、民衆は目先の個人的利害を離れて、政府の熟慮の筋道を辿り、理解する努力をしなければならない。国家と市民とのコミュニケーションもまた、個人を越えつつ個人に影響を与える社会的事実である。

第8講および第9講では、引き続き国家の形態としての民主制が講じられる。ここでも、国家が個人ないし民衆に従属する危険、あるいは国家が個人に対し抑圧的となる危険について言及される。この危険に対する方策として、国家と個人とを二次的集団によって媒介することの重要性が論じられる。二次的集団が国家と民衆とを隔てつつ結びつけ、コミュニケーションを成り立たせる。この中間集団として適切なものとして、デュルケームは職業集団 (groupes professionnels) を挙げる。それは持続性を持ち、個人の生活全体がそれに掛かっており、個人はもっとも強くそれに帰属している。第3講で、同業組合が経済活動の中に、個人の考えや欲求とは異なる考えや欲求を浸透させ、経済活動を社会化すると論じられた。職業集団こそ、社会組織の基礎となり、かつ政治的表象の基盤となるものとして、デュルケームが期待した中間集団であった。(LS, 129-130)

個人は単独では利己的である。個人が持続的に結びつき、その相互作用のなかから、個人的感情より優れた感情が生まれる。人間は、持続性のある集団に帰属し、そこで共同で考えることによって、共同体の精神 (esprit collectif) に与ることができる。(LS, 137-8) それは、国家に迎合することではなく、国家の思考と表象とを監視し、批判するための思考である。個人が利己的で目先のことしか考えず、そのような個人の群れである大衆が国家の思考を左右すれば、国家は熟慮を失い、無反省な思惟のレベルに一元化される。民衆の生活に根付いた感覚は、共同で考えるという実践を通して、国家の思惟を監視しコントロールする思考となる。デュルケームの考える民主制は、直接民主制ではなく、国家と民衆(個人)との緊密なコミュニケーションに基づく。あくまで国家が社会的思惟の機関として政治の責任を負うとしても、それは人々が思考を免除され、自分の利害や不満だけを訴えればよいということではない。民主制は、民衆もまた共同で反省的に考え、国家が役割をきちんと果たしているか監視することによって、本来の働きを発揮することができる。

第10講以降、殺人や盗みといった、特定の社会集団の内部に限定されない罪について論じられ、所有権や契約の道徳へと講義は進められる。社会を象徴する「神聖なもの」という概念が導入され、所有権や契約の道徳が宗教的起源から説明される。しかし本論文では、これらの問題には立ち入らない。

結 論

人間の欲望には際限がなく、欲望を抑える人間の自制心は必ずしも十分には強くない。社会がその欲望を肯定し、制限を加えなければ、人々の関係のうちにも、人の心のうちにも、平和は得られない。社会の存在理由が平和である限り、社会は人間の欲望をいかに適切に制御できるかを考えなければならない。それは社会的思惟を任務とする国家の役割であるとデュルケームは考える。

民主制の国家は、個人を解放することを目的とする。国家は、個人の欲望を制限する道徳的表象と、個人を解放する道徳的表象とを、折り合いの付くように民衆に提示しなければならない。そして解放された民衆は、国家の提示するヴィジョンを批判的に監督しなければならない。個人は政治的生活から解放されるのではない。個人として解放されるということは、個人として政治を考える責任を負うということである。国家とのコミュニケーションのうちで、個人は政治的に解放される。

デュルケームの「道徳の自然学」は、集団と個人とのあいだの規範的關係を、様々な力の関係として理解させる。そしてそのあいだに生まれる歪みを、別な力を介入させることでバランスをとり、修正するヴィジョンを与える。彼の「自然学」としての社会学は、単なる現状追認や順応主義ではない。

〈参考文献〉

- 宮島喬『デュルケーム社会理論の研究』（東京大学出版会、1977）
- 中島道男『エミール・デュルケーム—社会の道徳的再建と社会学』（東進堂、2001）
- 菊池和宏『トクヴィルとデュルケーム』（東進堂、2005）
- 同『「社会」の誕生—トクヴィル、デュルケーム、ベルクソンの社会思想史』（講談社、2011）
- ハンナ・アレント『人間の条件』（志水速雄訳、ちくま学芸文庫、1994）

Morale comme un fait social

— Une étude de *Physique des mœurs* chez Emile Durkheim —

KAMEKI, Makoto

Dans les cours intitulés *Physique des mœurs et du droits*, Emile Durkheim dit que la raison d'être de la société est d'apporter un peu de paix aux hommes. L'Etat, organisation politique chargée de la pensée sociale, doit leur offrir une représentation morale qui leur permettent de régler leurs désirs.

L'Etat est aussi chargé, d'après Durkheim, de libérer les individus. Chaque individu, ainsi libéré comme citoyen, observe les représentations politiques données par l'Etat. Durkheim considère que l'un des caractéristiques de la démocratie consiste dans cette communication entre l'Etat et les citoyens. Mais il ajoute que cette communication demande un groupe secondaire comme intermédiaire pour se libérer, autant que possible, de toute oppression par l'Etat.

Physique des mœurs chez Emile Durkheim permet de comprendre les rapports normatifs entre un collectif et ses membres comme ceux de forces ou puissances. Elle donne aussi une vision pour corriger ou balancer le désordre social suscité par ces forces en y insérant d'autres forces. La sociologie comme physique n'est jamais conformiste.